

昭和四十三年政令第十四号

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正

内閣は、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和四十二年法律第百四十四号）第二条第一項、第二項及び第四項、第三十七条第一項、第六十一条第一項、第八十二条第一項、第八十五条第二項、第八十七条第一項及び第二項、第九十三条並びに第九十五条の規定に基づき、この政令を制定する。

第一条 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（以下「法」という。）第一項の政令で定める炭化水素は、プロピレンとする。

第二条 法第二条第二項の液化石油ガスの消費の態様が一般消費者が燃料として生活の用に供す(一 船 消費者等)

る場合に類似している者であつて政令で定めるものは、次に掲げる者（高圧ガス保安法（昭和二十六年法律第二百四号）第二十四条の三第二項

一 液化石油ガスを暖房若しくは冷房又は飲食物の調理（船舶その他経済産業省令で定める施設内におけるものを除く。）のための然料

二 液化石油ガスを蒸気の発生又は水温の上昇として業務の用に供する者

(夜化石油ガス器具等) のための燃料としてサービス業の用に供する者(前号に掲げる者を除く。)

第三条 法第二条第七項の液化石油ガス器具等は、別表第一のとおりとする。

(特定液化石油ガス器具等)

(書面に記載すべき事項の電磁的方法による提示の承諾等)

第五条 液化石油ガス販売事業者は、法第十四条第三項の規定により同項に規定する事項を提供しようとするときは、経済産業省令で定めるところ

これにより、あらかじめ、当該事項の提供の相手方に対し、その用いる同項の経済産業省令で

定める方法（次項において「電磁的方法」といふ。）の種類及び内容を示し、書面又は電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて経済産業省令で定

めるもの（次項において「書面等」という。）による承諾を得なければならない。

前項の承諾を得た後、石油ガス販売事業者は、当該相手方から書面等により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があつたときは、当該相手方に對し、法第十四条第三項に規定する事項の提供を電磁的方法によつてしてはならない。ただし、当該相手方が再び前項の承諾した場合は、この限りでない。

に当該検査を行わせる場合にあつては、機構の職員がその検査に係る事務所又は事業所の所在地に出張をするのに要する旅費の額に相当するものとする。この場合において、その旅費の額の計算に関し必要な細目は、經濟産業省令で定める。

同じ) 内に事業所を有する特定液化石油ガス設備工事事業者又はその登録を受けた液化石油ガス販売事業者の供給設備若しくは当該都道府県の区域内に設置されている消費設備について特定液化石油ガス設備工事をした特定液化石油ガス設備工事事業者に対し、指定都市の長は当該指定都市の区内に事業所を有する特定液

（保安機関の認定の有効期間） 第六条 法第三十二条第一項の政令で定める期間は、五年とする。

（委託の方法）

第七条 法第三十八条の四の二第一項の規定による委託は、次に定めるところにより行うものとする。
一 次に掲げる事項についての条項を含む委託契約書を作成すること。

イ 委託に係る免状交付事務の内容に関する事項

ロ 委託に係る免状交付事務を処理する場所及び方法に関する事項

ハ 委託契約の期間及びその解除に関する事項

ニ その他経済産業省令で定める事項

一 委託をしたときは、経済産業省令で定めることにより、その旨を公示すること。
（委託することのできない事務）

第八条 法第三十八条の四の二第一項の政令で定める事務は、次に掲げるとおりとする。
一 法第三十八条の四第二項第三号の規定による認定の事務

二 法第三十八条の四第三項の規定による液化石油ガス設備免状の交付の拒否に係る事務（証明書の保存に係る経過期間）

第九条 法第四十七条第一項ただし書の政令で定める期間は、別表第二の上欄に掲げる特定液化石油ガス器具等ごとにそれぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。
（検査機関の登録の有効期間）

第九条の二 法第五十四条第一項の政令で定める期間は、三年とする。

第九条の三 法第六十四条第二項の政令で定める費用は、同条第一項第八号の検査のため同号の要する費用（外国登録検査機関の事務所等における検査に要する費用の負担）

第十一条 法第八十二条第一項の規定により、経済産業大臣、都道府県知事又は指定都市（地方百五十九条の十九第一項に規定する指定都市をいう。以下同じ。）の長は、それぞれその登録を受けた液化石油ガス販売事業者に対し、販売所、貯蔵施設、保安業務の実施の方法、法第三条第二項第五号の措置、特定供給設備その他その業務に関する事項について報告をさせることができる。

十二条 法第八十二条第一項の規定により、経済産業大臣、都道府県知事又は指定都市の長は、それぞれその認定を受けた保安機関に対し、保安業務の実施の方法、法第三条第二号の措置その他その業務に関する事項について報告をさせることができる。

5 ことができる。

6 法第八十二条第一項の規定により、経済産業大臣は、液化石油ガス器具等の製造又は輸入に係る事業を行う者に対し、その製造又は輸入に係る液化石油ガス器具等の種類(届出事業者にあつては、型式)、数量、製造又は保管若しくは販売の場所、検査記録の内容、主たる販売先並びに当該液化石油ガス器具等の使用に伴い発生した災害及びその再発の防止のために講じた措置に関する事項その他当該液化石油ガス器具等の製造又は輸入の業務に関する事項について報告をさせることができる。

7 法第八十二条第一項の規定により、都道府県知事又は指定都市の長は、それぞれその許可を受けた充てん事業者に対し、充てん設備、充填石油ガス器具等の販売の業務に関する事項について報告をさせることができる。

（関係行政機関への通報等）

第十一條 法第八十七条第一項の規定により、次の表の上欄に掲げる者は、同表の中欄に掲げる登録若しくは許可をし、届出を受理し、又は登録若しくは許可の取消しをしたときは、その旨をそれぞれ同表の下欄に掲げる者に通報しなければならない。

の二第一項（法第三十七条の七条の二第一

(都道府県又は市が処理する事務)

この条において「立入検査等事務」という。)は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める者が行うこととする。ただし、経済産業大臣が自らその事務を行うことを妨げない。

の保管場所その他その業務を行う場所が市の区域に属する場合、当該市長（当該市の長

区域に属する場合、当該市(当該市の長)の要請があり、かつ、当該市を包括する都道府県の知事が必要があると認める場合には、当該都道府県知事及び当該市長

二
当該事務所、當業用の保管場所その他その業務を行う場所が町村の区域に属する場合 当該町村を包括する都道府県の知事

前各項の規定により当該各項に規定する事務を行つた都道府県知事又は市長は、経済産業省令で定めるところにより、その結果を経済産業大臣に報告しなければならぬ。

第一項、第二項本文、第三項本文、第四項本文、第五項本文及び第六項本文の場合においては、法中第一項、第二項本文、第三項本文、第

四項本文、第五項本文及び第六項本文に規定する事務に係る経済産業大臣に関する規定は、都道府県知事又は指定都市の長に関する規定として、これらは旨記す。

10 てそれそれを道府県知事又は指定者市長に適用があるものとする。

ノ検査等事務に係る。經濟商業大臣に關する規定は、都道府県知事又は市長に関する規定として、それぞれ都道府県知事又は市長に適用があるものとする。

(権限の委任)

項 第二十三条 第二十五条 第二十六条 第二十七条
二十六條の二、第八十七条第一項及び第九十条
第一項の規定に基づく経済産業大臣の権限であ
つて、販売所が一の経済産業局の管轄区域内の

みに設置されている者に関するものは、当該販売所の所在地を管轄する経済産業局長及び産業保安監督部長が行うものとする。

法第十三条第二項、第十九條第二項、第二十一条第二項、第二十二条、第三十五条の六第一項、第三十五条の七、第三十五条の十及び第八十七条第二項並びに前条第八項の規定に基づく

附 則 (昭和五八年七月二二日政令第一
七一号)

この政令は、外国事業者による型式承認等の取得の円滑化のための関係法律の一部を改正する法律の施行の日(昭和五八年八月一日)から施行する。

附 則 (昭和五九年六月一六日政令第一
八六号)

この政令は、昭和五十九年七月一日から施行する。

附 則 (平成四年五月六日政令第一七〇
三号)

(施行期日)
第一条 この政令は、高圧ガス取締法の一部を改正する法律(以下「改正法」という。)の施行の日(平成四年五月十五日)から施行する。

附 則 (平成八年四月三日政令第九六
号)

(施行期日)
第一条 この政令は、行政手続法の施行の日(平成六年十月一日)から施行する。

附 則 (平成八年四月三日政令第九六
号)

(経過措置)
第一条 この政令は、平成八年五月一日から施行する。

附 則 (平成八年四月三日政令第九六
号)

(施行期日)
第一条 この政令は、平成八年五月一日から施行する。

附 則 (平成八年四月三日政令第九六
号)

(経過措置)
第一条 この政令の施行の際現に液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律(以下「法」という。)第五十八条第一項の承認を受けている型式に係る改正前の別表第一(第五号)に掲げるふろがま(以下この条において「ふろがま」という。)に同項の承認を受けている型式に係る改正前の同表第七号に掲げる液化石油ガス用ふろバーナー(以下この条において「液化石油ガス用ふろバーナー」という。)を取り付ふろがま(以下この条において「液化石油ガス用ふろバーナー」という。)の製造の事業を行つてゐる者は、この政令の施行の日から六月間に、改訂後の別表第一(第三号)によつて、改訂後の別表第一(第三号)に掲げる液化石油ガス用バーナー付ふろがま(以下この条において「液化石油ガス用バーナー付ふろがま」といふ)を組み立てられた当該承認に係る型式のふろがま及び液化石油ガス用ふろバーナーについては、引き続き当該承認に係る法第六十三条の規定による表示を付することができる。

第六条 この政令の施行の際現に移行第二種液化石油ガス器具等の製造又は輸入の事業を行つてゐる者は、この政令の施行の日から六月間は、改訂後の別表第一(第三号)に掲げる液化石油ガス用バーナー付ふろがま(以下この条において「液化石油ガス用バーナー付ふろがま」といふ)を組み立てられた当該承認に係る型式のふろがま及び液化石油ガス用ふろバーナーについて、引き続き当該承認に係る法第六十三条の規定による表示を付することができる。

2 液化石油ガス用バーナー付ふろがまとして組み立てられたふろがま及び液化石油ガス用ふろバーナーであつて、この政令の施行前に法第四十一条若しくは第六十三条の規定による表示が付されたもの又は前項の規定により同条の規定による表示が付されたものの販売の事業を行う者は、この政令の施行の日から一年六月間は、法第三十九条の規定にかかわらず、当該ふろがま及び当該液化石油ガス用ふろバーナーを販売し、又は販売の目的で陳列することができる。

第三条 この政令の施行の際現に改訂後の別表第二(第四号)に掲げる調整器のうち、単段式減圧用のもの以外のもの(以下この条において「追加調整器」という。)の製造又は輸入の事業を行つてゐる者についての法第八十条の二第一項又は第八十条の三第一項の規定の適用について、これは、これらの規定中「事業の開始の日」とあるのは、これらの規定中「事業の開始の日」とあるのは、「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律(以下「改正法」という。)」の施行の日から起算して六ヶ月を経過した日とする。

3 第一項に規定する者がこの政令の施行の日から六月間に製造し、又は販売した追加調整器について、法第八十条の五の規定は、適用しない。

4 第一項に規定する者がこの政令の施行の日から六月間に製造し、又は販売した追加調整器について、法第八十条の七の規定は、適用しない。

いる者についての法第八十条の二第一項又は第三条の規定の適用については、これらが規定中「事業の開始の日から三十日以内」とあるのは、「平成八年五月三十一日まで」とする。

第七条 この政令の施行の際現に移行第二種液化石油ガス器具等の型式について法第五十八条第一項の規定にかかわらず、当該承認又は申請を行つてゐる者は、前条の規定にかかわらず、当該承認又は申請を行つたものとみなす。

附 則 (平成一一年三月二六日政令第七二号)

(施行期日)
第一条 この政令は、平成十一年三月三十一日から施行する。

附 則 (平成八年八月三〇日政令第二五
六号)

(施行期日)
第一条 この政令は、平成九年四月一日から施行する。ただし、次項及び附則第三項の規定は、平成八年九月一日から施行する。

4 附 則 (平成九年四月一六日政令第一六
四号)

この政令は、民間活動に係る規制の改善及び行政事務の合理化のための通商産業省関係法律の一部を改正する等の法律の一部の施行の日(平成九年四月十七日)から施行する。

附 則 (平成一一年三月二六日政令第七二号)

(施行期日)
第一条 この政令は、平成十一年三月三十一日から施行する。

附 則 (平成九年四月一六日政令第一六
四号)

この政令の施行の際現に移行第二種液化石油ガス器具等の型式について法第五十八条第一項の規定にかかわらず、当該承認又は申請を行つてゐる者についての法第八十条の二第一項又は第三条の規定によりなお従前の例によることとされる事項に係る平成九年三月三十一日までにされた行為に対する罰則の適用については、同日後も、なお従前の例による。

この政令の施行の際現に移行第二種液化石油ガス器具等の型式について法第五十八条第一項の規定にかかわらず、当該承認又は申請を行つてゐる者についての法第八十条の二第一項又は第三条の規定によりなお従前の例によることとされる事項に係る平成九年三月三十一日までにされた行為に対する罰則の適用については、同日後も、なお従前の例による。

第五条 この政令の施行の際現に移行第二種液化石油ガス器具等の型式について法第五十八条第一項の規定にかかわらず、当該承認又は申請を行つてゐる者についての法第八十条の二第一項又は第三条の規定によりなお従前の例によることとされる事項に係る平成九年三月三十一日までにされた行為に対する罰則の適用については、同日後も、なお従前の例による。

第六条 この政令の施行の際現に移行第二種液化石油ガス器具等の型式について法第五十八条第一項の規定にかかわらず、当該承認又は申請を行つてゐる者についての法第八十条の二第一項の規定による届出を行つたものとみなす。

二メートル以下のゴム製のホースを用いたものに限る。)

十二 液化石油ガス用対震自動ガス遮断器（管と接続するためのねじ部の内径が六十ミリメートル以下のものであつて、三・五キロパスカル以下のゲージ圧力のガスを遮断するよう設計したものに限る。）

別表第二（第四条、第九条関係）

一 液化石油ガスこんろ（液化石油ガスを充てんした容器が部品又は附属品として取り付けられる構造のものに限る。）	年五	年五
二 液化石油ガス用瞬間湯沸器（液化石油ガスの消費量が七十キロワット以下のものに限り、開放燃焼式のもの及び密閉燃焼式のもの並びに屋外式のものを除く。）	年五	年五
三 液化石油ガス用バーナー付ふろがま（液化石油ガスの消費量が二十一キロワット（専用の給湯部を有するものにあつては、九十一キロワット）以下のものに限り、密閉燃焼式のもの及び屋外式のものを除く。）	年五	年五
四 ふろがま（液化石油ガス用バーナーを使用することができ、かつ、液化石油ガス用バーナーを使用した場合における液化石油ガスの消費量が二十一キロワット以下である構造のものに限り、密閉燃焼式のもの及び屋外式のもの並びに液化石油ガス用バーナーが取り付けられているものを除く。）	年五	年五
五 液化石油ガス用ふろバーナー（液化石油ガスの消費量が二十一キロワット以下のものに限り、ふろがまに取り付けられているものを除く。）	年五	年五
六 液化石油ガス用ストーブ（液化石油ガスの消費量が十九キロワット以下のものに限り、開放燃焼式のもの及び密閉燃焼式のもの並びに屋外式のものを除く。）	年五	年五
七 液化石油ガス用ガス栓（燃焼用の機械又は器具の部品として用いられる構造のものを除く。）	年五	年五